

岩倉市帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、任意の予防接種である帯状疱疹ワクチン予防接種（以下「予防接種」という。）を希望する者に対し、経済的負担を軽減し、及び健康の保持増進を図るため、予防接種に要する費用（以下「予防接種費用」という。）の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 予防接種費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以降に予防接種を受けた者であること。
- (2) 予防接種を受けた日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (3) 予防接種を受けた日において、50歳以上の者であること。

2 予防接種費用の助成は、助成対象者1人につき1回とする。

(助成金の額)

第3条 予防接種費用に係る助成金（以下「助成金」という。）の額は、5,000円（予防接種費用の額が5,000円に満たないときは、予防接種費用の額）とする。

(助成の申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、岩倉市帯状疱疹ワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 住所地を証明する書類
- (2) 予防接種済証その他予防接種を受けたことが確認できる書類の写し
- (3) 予防接種に係る接種医療機関発行の領収書

(助成金の支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内

容を審査し、適当と認めた場合は岩倉市带状疱疹ワクチン接種費用助成金支給決定通知書（様式第2）により、不適当と認めた場合は岩倉市带状疱疹ワクチン接種費用助成却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により助成金の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに助成金を支給するものとする。

（支給の決定の取消し）

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

岩倉市帯状疱疹ワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

岩倉市帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請額	金 円						
(振込先) 金融機関	銀行 信用金庫 支店 農協						
口座種別	普通 当座						
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

(注) 口座名義人は、申請者としてください。

同意書

岩倉市帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業実施要綱第 2 条第 1 項に該当していることを確認するため、住民基本台帳等の調査、照会、閲覧について同意します。

申請者氏名 _____ (自署又は記名押印)

添付書類

- 1 予防接種済証その他予防接種を受けたことが確認できる書類の写し
- 2 予防接種に係る接種医療機関発行の領収書

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

岩倉市長

岩倉市帯状疱疹ワクチン接種費用助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました帯状疱疹ワクチン
接種費用助成金については、下記のとおり支給を決定しましたので通知し
ます。

記

支給決定額 金 円

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

岩倉市帯状疱疹ワクチン接種費用助成却下通知書

年 月 日付けで申請のありました帯状疱疹
ワクチン接種費用助成金については、下記のとおり却下しましたので通知
します。

記

却 下 の 理 由	
-----------	--